

介護保険法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表  
 ○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（法第六十九条の八第二項ただし書の規定により指定する研修の課程）</p> <p>第百十三条の十九 都道府県知事は次の各号のいずれにも該当するものでなければ法第六十九条の八第二項ただし書の研修として指定してはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（年金保険者の市町村に対する通知の期日）</p> <p>第百四十四条 法第百三十四条第一項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の五月三十一日とする。</p> <p>2  法第百三十四条第二項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び法第百三十四条第七項に規定する社会保険庁長官の同意に係る年金保険者（以下「特定年金保険者」という。）については当該年度の初日の属する年の八月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の八月二十五日とする。</p> <p>3  法第百三十四条第三項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の十月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の十月二十五日とする。</p> <p>4  法第百三十四条第四項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の十二月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の十二月二十五日とする。</p> | <p>（法第六十九条の八第二項ただし書の規定により指定する研修の課程）</p> <p>第百十三条の十九 都道府県知事は次の各号のいずれかに該当するものでなければ法第六十九条の八第二項ただし書の研修として指定してはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（年金保険者の市町村に対する通知の期日）</p> <p>第百四十四条 法第百三十四条第一項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の五月三十一日とする。</p> |

5 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の翌年の二月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の翌年の二月二十五日とする。

6 法第三十四条第六項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の翌年の四月二十五日とする。

(年金額の見込額の算定方法)

法第三十四条第二項から第六項までに規定する年金額の見込額は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 法第三十四条第二項に規定する年金額の見込額 当該年の八月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付（法第三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の総額を十で除した額に十二を乗じて得た額

二 法第三十四条第三項に規定する年金額の見込額 当該年の十月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を八で除した額に十二を乗じて得た額

三 法第三十四条第四項に規定する年金額の見込額 当該年の十二月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を六で除した額に十二を乗じて得た額

四 法第三十四条第五項に規定する年金額の見込額 当該年の翌年の二月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を四で除した額に十二を乗じて得た額

五 法第三十四条第六項に規定する年金額の見込額 当該年の翌年の四月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を二で除した額に十二を乗じて得た額

2 前項各号の年金額の見込額に一円未満の端数があるときは、こ

れを四捨五入して得た額を年金額の見込額とする。

(年金保険者の市町村に対する通知事項)

第四百四十五条 法第三十四条第一項から第六項までの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十四条第一項から第六項までの規定による通知に係る者(以下「通知対象者」という。)の性別及び生年月日
- 二 通知対象者が支払を受けている老齢等年金給付の種類及びその支払を行う年金保険者の名称

2 社会保険庁長官、特定年金保険者及び地方公務員共済組合連合会に係る前項第二号に掲げる事項については、同項の規定にかかわらず、通知対象者について特別徴収対象年金給付(法第三十五条第六項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。)が二以上ある場合においては、令第四十二条に規定する順位に従い、先順位の特別徴収対象年金給付に係る事項のみについて法第三十四条第一項から第九項までに規定する通知又は経由を行うこととすることができる。

(保険料の一部を特別徴収する場合)  
第四百四十七条 法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 当該年度に当該特別徴収対象被保険者(法第三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。以下同じ。)について仮徴収(法第四十条第一項又は第二項の規定に基づく特別徴収をいう。以下同じ。)が行われていないとき。

(年金保険者の市町村に対する通知事項)

第四百四十五条 法第三十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十四条第一項の規定による通知に係る者(以下「通知対象者」という。)の性別及び生年月日
- 二 通知対象者が支払を受けている老齢等年金給付(法第三十条一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。)の種類及びその支払を行う年金保険者の名称

2 社会保険庁長官、法第三十四条第二項に規定する社会保険庁長官の同意に係る年金保険者及び地方公務員共済組合連合会に係る前項第二号に掲げる事項については、同項の規定にかかわらず、通知対象者について特別徴収対象年金給付(法第三十五条第三項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。)が二以上ある場合においては、これらの特別徴収対象年金給付に国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)による老齢基礎年金(以下「老齢基礎年金」という。)が含まれるときは当該老齢基礎年金に係る事項のみについて、老齢基礎年金が含まれないときは令第四十二条に規定する順位に従い、先順位の特別徴収対象年金給付に係る事項のみについて法第三十四条第一項から第四項までに規定する通知又は経由を行うこととすることができる。

(保険料の一部を特別徴収する場合)  
第四百四十七条 法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 当該年度に当該特別徴収対象被保険者(法第三十五条第二項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。以下同じ。)について仮徴収(法第四十条第一項又は第二項の規定に基づく特別徴収をいう。以下同じ。)が行われていないとき。

二 (略)

三 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額について法第百三十六条第一項(令第四十五条の二から第四十五条の六まで)において準用する場合を含む。)の規定による通知が行われた後の当該年度中に増額された場合であつて、当該特別徴収対象被保険者について引き続き特別徴収の方法により保険料の一部を徴収することについて市町村が適当と認めたととき

四 (略)

(市町村の特別徴収の通知)

第百四十八条 法第百三十六条第一項(令第四十五条の二から第四十五条の六まで)において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者(法第百三十五条第五項)に規定する特別徴収義務者をいう。以下同じ。)の名称

(支払回数割保険料額の算定方法)

第百四十九条 法第百三十六条第二項(令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項)において準用する場合を含む。)に規定する支払回数割保険料額について同項の規定により得た額に百円未満の端数がある場合、又はその額すべてが百円未満である場合は、その端数金額又はその金額はすべて当該年度の十月一日以降最初に支払われる特別徴収対象年金給付に係る支払回数割保険料額に合算するものとする。

(支払回数割保険料額の見込額の算定方法)

第百四十九条の二 法第百三十五条第四項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、次のとおりとする

二 (略)

三 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額について法第百三十六条第一項の規定による通知が行われた後の当該年度中に増額された場合であつて、当該特別徴収対象被保険者について引き続き特別徴収の方法により保険料の一部を徴収することについて市町村が適当と認めたととき。

四 (略)

(市町村の特別徴収の通知)

第百四十八条 法第百三十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者(法第百三十五条第二項)に規定する特別徴収義務者をいう。以下同じ。)の名称

(支払回数割保険料額の算定方法)

第百四十九条 法第百三十六条第二項に規定する支払回数割保険料額について同項の規定により得た額に百円未満の端数がある場合、又はその額すべてが百円未満である場合は、その端数金額又はその金額はすべて当該年度の十月一日以降最初に支払われる特別徴収対象年金給付に係る支払回数割保険料額に合算するものとする。

一 法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知（法第百三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収する場合を除く。）又は第四項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うとき当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でない）と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得た額に六を乗じて得た額

二 法第百三十四条第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うとき当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でない）と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得た額に四を乗じて得た額

三 法第百三十四条第六項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うとき当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でない）と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得た額に二を乗じて得た額

2 | 前項各号において算出される額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を算出額とする。

（支払回数割保険料額等の納入方法）

第百五十条 特別徴収義務者は、法第百三十七条第一項（令第四十五條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。）の規定により市町村に支払回数割保険料額又は支払回数割保険料額の見込額を納入するに当たっては、市町村があらかじめ指定

（支払回数割保険料額の納入方法）

第百五十条 特別徴収義務者は、法第百三十七条第一項の規定により市町村に支払回数割保険料額を納入するに当たっては、市町村があらかじめ指定して当該特別徴収義務者に通知した銀行その他の金融機関に払い込むものとする。

して当該特別徴収義務者に通知した銀行その他の金融機関に払い込むものとする。

第百五十二条 法第百三十七条第五項（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）に規定する通知は、できる限り速やかに行うものとする。

2 法第百三十七条第五項（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、前条に規定する場合に係る特別徴収対象被保険者とする。

（特別徴収義務者の特別徴収対象被保険者に対する通知）

第百五十三条 法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに  
行うものとする。

2 令第四十五条の二において準用する法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の十二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに  
行うものとする。

3 令第四十五条の三において準用する法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに  
行うものとする。

4 令第四十五条の四において準用する法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の四月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに  
行うものとする。

5 令第四十五条の五において準用する法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の六月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに  
行うものとする。

6 令第四十五条の六において準用する法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の八月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに  
行うものとする。

第百五十二条 法第百三十七条第五項に規定する通知は、できる限り速やかに行うものとする。

2 法第百三十七条第五項の厚生労働省令で定める者は、前条に規定する場合に係る特別徴収対象被保険者とする。

（特別徴収義務者の特別徴収対象被保険者に対する通知）

第百五十三条 法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに  
行うものとする。

(市町村が特別徴収義務者等に対する通知を行う事由等)

第五十四条 法第三十八条第一項(令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額が、法第三十六条第一項(令第四十五条の二及び第四十五条の三において準用する場合を含む。)の規定による通知が行われた後の当該年度中に減額されたとき。

二 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額が、法第三十六条第一項(令第四十五条の二及び第四十五条の三において準用する場合を含む。)の規定による通知が行われた後の当該年度中に増額された場合であつて、市町村が当該特別徴収対象被保険者について同条第二項に規定する特別徴収対象保険料額から既に特別徴収の方法により徴収された額を控除した額の全部について普通徴収の方法により徴収することが適当と認めたととき。

三 前二号の規定は、令第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて法第三十六条第一項を準用する場合に準用する。この場合、前二号中「当該年度分」とあるのは「当該年度の翌年度分」と、「当該年度中」とあるのは「当該年度の翌年度中」と読み替えるものとする。

四 (略)

第五十五条 法第三十八条第一項(令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 三 (略)

(特別徴収対象被保険者が死亡したことにより生じた過誤納額のうち被保険者に還付しない額の算定方法等)

(市町村が特別徴収義務者等に対する通知を行う事由等)

第五十四条 法第三十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額が、法第三十六条第一項の規定による通知が行われた後の当該年度中に減額されたとき。

二 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額が、法第三十六条第一項の規定による通知が行われた後の当該年度中に増額された場合であつて、市町村が当該特別徴収対象被保険者について同条第二項に規定する特別徴収対象保険料額から既に特別徴収の方法により徴収された額を控除した額の全部について普通徴収の方法により徴収することが適当と認めたととき。

三 (略)

第五十五条 法第三十八条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 三 (略)

(特別徴収対象被保険者が死亡したことにより生じた過誤納額のうち被保険者に還付しない額の算定方法等)

第五十六条 市町村は、法第三十九条第二項（令第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の規定により第一号被保険者の死亡により生じた過納又は誤納に係る保険料額を当該者に還付するに当たっては、当該者が死亡した日の属する月の翌々月以降に特別徴収の方法により徴収され、市町村に納入された支払回数割保険料額又は支払回数割保険料額の見込額がある場合には、当該額を控除するものとする。

2 (略)

第五十七条 市町村は、法第三十九条第三項（令第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の規定により過誤納額（同条第二項に規定する過誤納額をいう。以下同じ。）を当該第一号被保険者の未納に係る保険料その他法の規定による徴収金（以下「未納保険料等」という。）に充当しようにするときは、当該過誤納額に係る第一号被保険者に対して、あらかじめ、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 三 (略)

(仮徴収額の徴収方法等)

第五十八条 法第四十条第一項及び第二項（令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払回数割保険料額に相当する額は、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険料額とする。

2 市町村は、法第四十条第二項（令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する第一号被保険者について同項に規定する年の八月一日から九月三十日までの間において同項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合であつて、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（以下「一般仮徴収額」という。）

第五十六条 市町村は、法第三十九条第二項の規定により第一号被保険者の死亡により生じた過納又は誤納に係る保険料額を当該者に還付するに当たっては、当該者が死亡した日の属する月の翌々月以降に特別徴収の方法により徴収され、市町村に納入された支払回数割保険料額がある場合には、当該額を控除するものとする。

2 (略)

第五十七条 市町村は、法第三十九条第三項の規定により過誤納額（同条第二項に規定する過誤納額をいう。以下同じ。）を当該第一号被保険者の未納に係る保険料その他法の規定による徴収金（以下「未納保険料等」という。）に充当しようにするときは、当該過誤納額に係る第一号被保険者に対して、あらかじめ、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 三 (略)

(仮徴収額の徴収方法等)

第五十八条 法第四十条第一項及び第二項に規定する支払回数割保険料額に相当する額は、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険料額とする。

2 市町村は、法第四十条第二項に規定する第一号被保険者について同項に規定する年の八月一日から九月三十日までの間において同項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合であつて、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（以下「一般仮徴収額」という。）又は同項に規定する市町村が定める額（以下「市町村決定額」という。）とすることが

又は同項に規定する市町村が定める額（以下「市町村決定額」という。）とすることが適当でないとき認めるときの場合は、一般仮徴収額又は市町村決定額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「八月の変更仮徴収額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

3 前項の場合において、市町村は、当該年度の六月二十日（地方公務員共済組合連合会については六月二十五日）までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）は、法第三十六條第三項から第六項まで（令第四十五條の二第一項及び第四十五條の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の例による。

一（三）（略）

4 第四百八條、第五百十條から第五十三條まで、第五百四條第三号及び第五百五條から前条までの規定は、仮徴収について準用する。この場合において、第五十一條中「支払回数割保険料額」とあるのは「法第四十條第一項又は第二項（令第四十五條の二第一項及び第四十五條の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払に係る保険料額」と、第五十三條第一項中「当該年度の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは「第五百五十八條第二項に規定する市町村決定額又は八月の変更仮徴収額を法第四十條第二項（令第四十五條の二第一項及び第四十五條の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と読み替えるものとする。

（支払回数割保険料額の見込額の徴収方法等）

第五百五十八條の二 市町村は、法第三十四條第二項若しくは第三

適当でないとき認めるときの場合は、一般仮徴収額又は市町村決定額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「八月の変更仮徴収額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

3 前項の場合において、市町村は、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者及び特別徴収対象被保険者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）は、法第三十六條第三項から第六項までの規定の例による。

一（三）（略）

4 第四百八條、第五百十條から第五十三條まで、第五百四條第三号及び第五百五條から前条までの規定は、仮徴収について準用する。この場合において、第五十一條中「支払回数割保険料額」とあるのは「法第四十條第一項又は第二項に規定する支払に係る保険料額」と、第五十三條第一項中「当該年度の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは「第五百五十八條第二項に規定する市町村決定額又は八月の変更仮徴収額を法第四十條第二項に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と読み替えるものとする。

項の規定による通知が行われた場合（法第三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収する場合を除く。）又は法第三十四条第四項の規定による通知が行われた場合において、法第三十五条第三項の規定によつて特別徴収を行うときに、同項に規定する第一号被保険者について当該通知を行った年の翌年の六月一日から九月三十日までの間に、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額の見込額とすることが適当でないと認める特別の事情があるときは、支払回数割保険料額の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「六月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

2| 前項の場合において、市町村は、当該通知を行った年の翌年の四月二十日（地方公務員共済組合連合会については四月二十五日）までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）については、法第三十六条第三項から第六項までの規定の例による。

一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所  
二 仮徴収に係る額を変更する旨及び六月に変更する支払回数割保険料額の見込額

3| 三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称  
第四百八条、第五百十条から第五十三条まで、第五百四  
条第三号及び第五百五条から前条までの規定は、前二項につい  
て準用する。この場合において、第五百五十一条中「支払回数割保  
険料額」とあるのは「支払回数割保険料額の見込額」と、第五百  
十三条第一項中「当該年度の十月一日以降最初に特別徴収対象年  
金給付を支払う日」とあるのは「第五百五十八条の二第一項に規定  
する六月に変更する支払回数割保険料額の見込額を法第三十五  
条第三項に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当

該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と読み替えるものとする。

第二百五十八条の三 市町村は、法第三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（法第三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収する場合を除く。）又は法第三十四条第四項及び第五項の規定による通知が行われた場合において、法第三十五条第三項の規定によつて特別徴収を行うときに、同項に規定する第一号被保険者について当該通知を行った年の翌年の八月一日から九月三十日までの間に、当該徴収を行う額を支払回数割保険料額の見込額又は市町村決定額とすることが適当でないことを認める特別の事情があるときは、支払回数割保険料額の見込額又は市町村決定額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「八月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

2 前項の場合において、市町村は、当該通知を行った年の翌年の六月二十日（地方公務員共済組合連合会については六月二十五日）までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）については、法第三十六条第三項から第六項までの規定の例による。

一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所  
二 仮徴収に係る額を変更する旨及び八月に変更する支払回数割保険料額の見込額

3 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称  
第四百八条、第四百五十条から第五十三条まで、第五百四十一条第三号及び第五百五十五条から前条までの規定は、前二項について準用する。この場合において、第五百五十一条中「支払回数割保

「険料額」とあるのは「支払回数割保険料額の見込額」と、第百五十三条第一項中「当該年度の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは「第百五十八条第二項に規定する市町村決定額又は第百五十八条の三第一項に規定する八月に変更する支払回数割保険料額の見込額を法第百三十五条第三項に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と読み替えるものとする。

(施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等)

第百七十条 施行法第十一条第一項の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者自立支援法第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第六項に規定する生活介護（以下この条において「生活介護」という。）及び同法第五条第十一項に規定する施設入所支援（次項において「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設（次項において「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。次項において「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者とする。

2 | 施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。

- 一 (略)
- 二 児童福祉法第七条第六項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
- 三 六 (略)

(施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

第百七十条 施行法第十一条第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる施設に入所又は入院しているものとする。

- 一 (略)
- 二 児童福祉法第二十七条第二項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
- 三 六 (略)

七 障害者支援施設（知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）

八 指定障害者支援施設（障害者自立支援法第十九条第一項の規定による支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）

九 障害者自立支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者であつて、障害者自立支援法施行規則第二条の三に規定する施設（同法第五条第五項に規定する療養介護を行う場合に限る。）

七 障害者自立支援法第五十四条第二項の都道府県知事が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行うために入院している者に限る。）